

所得税・住民税の申告期間は、 2月16日(水)～3月15日(火)です。

— 申告書は自分で書いて早めに提出しましょう —

申告は市民の義務であるとともに、各種税証明及び国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎となる大切なものです。忘れずに、正しい申告をお願いします。(※収入のない方も申告は必要です。ご注意ください。)

下記「申告相談日程表」とおり、申告相談を行いますので、ご利用ください。
なお、多くの方にお待ちいただくことなく申告相談を行うため、事前に帳簿や領収書の集計をしてお越しいただくようご協力をお願いします。
また、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談されるようお願いいたします。

申告の必要ない方

- ① 給与所得(給与にはアルバイトやパート収入も含まれます。以下同じ)のみの方で年末調整が適正に行われた方
- ② 公的年金のみの方
- ※ただし、総支給額が、65歳未満の方で98万円を超える方、65歳以上で228万円を超える方は、扶養親族や社会保険料等の所得控除を申告すると有利になる場合があります。
- ③ 前年中に所得がなく、市内居住の家族の扶養になっている方

申告が必要な方

- 右記に該当しない方で、平成17年1月1日現在市内に住所のある方は申告が必要になります。
- ① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
 - ② 給与の他に所得のある方や給与を2カ所以上から受けている方

- ③ 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書の提出がされていない方
- ④ 平成16年中に退職した方
- ⑤ 市内居住の家族の扶養になっていない方
- ⑥ 医療費控除を受ける方(所得税のある方で、年間10万円以上の医療費の支払いがある方)や初めて住宅借入金特別控除を受ける方
- ⑦ 収入がない場合でも、前記「申告の必要ない方」に該当しない方は申告が必要になります。(この場合は、電話でも結構です。)

申告のときにお持ち いただくもの

- ◆ 印鑑
- ◆ 平成16年中の所得のわかるもの
- ① 給与所得者は、源泉徴収票または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間支払額等)
- ② 営業所得者・不動産所得者は、収支内訳書など

◎小規模事業者のための税理士 による確定申告無料相談

主催 東京地方税理士会大月支部
日時 2月17日(木)
午前10～正午/午後1～3時
場所 市役所2階 第一会議室
◆相談にお越しになる際には、計算器具、筆記用具などをご持参ください。

- ◆ 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの支払証明書
 - ◆ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの(医療費については必ず明細を作成しておいてください。)
 - ◆ 障害者控除をうける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書
 - ◆ 学生の方は、学生証明書または在学証明書
 - ◆ 還付申告の方は、本人名義の預金口座番号の控え
- 問合せ先 税務課 市民税担当

平成16年度 所得税・住民税申告相談日程表

地区	対象地区	期日	申告会場及び受付時間	地区	対象地区	期日	申告会場及び受付時間
盛里	盛里地区	2月16日(水)	盛里地域コミュニティセンター(午前9時30分～午後4時)	下谷・三吉	下谷1～4・下谷(羽根子を除く)・引の田・上戸沢・下戸沢・玉川・サントウン玉川	3月1日(火)	いきいきプラザ都留(午前9時30分～午後4時)
					法能・宮原・住吉・日の出・中野団地	2日(水)	
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗	17日(木)	宝地域コミュニティセンター(午前9時30分～午後4時)	開地	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3日(木)	市役所税務課(午前8時30分～午後5時)
	下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	18日(金)		田原	田原1～4・上谷	4日(金)	
禾生	田野倉・大原・田野倉団地	21日(月)	禾生地域コミュニティセンター(午前9時30分～午後4時)	上谷	上谷1～6	7日(月)	
	四日市場・月見ヶ丘・富士見台・川茂・小形山	22日(火)		中央・つる	中央1～4・つる1～2	8日(火)	
	古川渡・井倉・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉	23日(水)		つる・羽根子	つる3～5・羽根子	9日(水)	
東桂	鹿留(宮下・沖・古渡)	24日(木)	東桂地域コミュニティセンター(午前9時30分～午後4時)	全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	10日(木)	
	十日市場・蒼竜峽団地・境	25日(金)				11日(金)	
	桂町・上夏狩・下夏狩	28日(月)				14日(月)	
						15日(火)	

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、3月3日(木)から14日(月)の間(土・日を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて相談に応じます。